（20260801）

ユニット型指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホームさくら爽

利用契約書

ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

（目的）

第１条　社会福祉法人美楽会（以下「事業者」という。）が開設するユニット型指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホームさくら爽（以下「施設」という。）は、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、介護保険法令に従い、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的な関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目的として、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第 5 条及び第 6 条に定めるユニット型指定介護福祉施設サービスを提供します。

２　施設が、入居者に対して実施するユニット型指定介護福祉施設サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』及び施設サービス計画書に基づき行います。

３　入居者は、第 18 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第２条　契約期間は令和＿＿年＿＿月＿＿日から、入居者の要介護認定の有効期間までとします。

２　契約満了日の７日前までに、入居者又は代理人から施設に対して、文書により契約終了の申し出がなく、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護３～５若しくは、要介護１、２で岩手県の指針による特例入所に該当すると認定された場合、契約は更新されるものとします。

（代理人等）

第３条　契約締結に当たり、原則として代理人、連帯保証人及び身元保証人を設定するものとします。

２　代理人は、入居者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

３　代理人は身元保証人を兼ねるものとします。
４　代理人の責務は次の通りとします。
一　入居者に代わって又は入居者とともに、第４条に定める同意又は要請、第８条３項、第 10 条３項、第 19 条、第 20 条に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入居者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
二　入居者を代理して、又は入居者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
５　連帯保証人の責務は次の通りとします。
一　入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担すること。
二　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下の通りとします。
イ　連帯保証人の負担は、極度額１００万円を限度とします。
ロ　連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
ハ　施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
二　連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、若しくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入居者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。
６　身元保証人の責務は次の通りとします。
利用契約が終了した後、施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

（施設サービス計画の作成・変更）

第４条　施設は、介護支援専門員に第１条第２項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
２　施設サービス計画は、施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）が施設サービス計画について、入居者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
３　施設サービス計画には、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。
４　施設は、原則として６月に１回、若しくは入居者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
５　施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入居者又は代理人に対して書

面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第５条　施設は、介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画の作成、介護、食事、相談及び援助、社会生活上の便宜、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第６条　施設は入居者又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　特別な食事
二　貴重品の管理
三　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動
四　理美容サービス
五　インフルエンザ感染症等予防対策
六　入居者の移送

２　前項の他、施設は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は入居者又は代理人が支払うものとします。

４　第１項の費用の額は別紙重要事項説明書「５　利用料等」に記載した通りです。

５　施設は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入居者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（入居者等への説明）

第７条　施設は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、入居者に対しても行うよう努めるものとします。

２　代理人は、本契約に基づいて施設から行われる前項の説明及び報告等について、入居者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第８条　施設は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、入居者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、施設、入居者又は代理人ともに遵守するものとし、施設がこれを変更する場合は、入居者又は代理人に対して事前に説明することとします。

３　入居者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第９条　施設は、入居者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、入居者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

２　入居者が第５条に定めるサービスを受けたとき、入居者又は代理人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険の自己負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を施設に支払うものとします。ただし、要介護認定を受けていない場合には、入居者又は代理人はサービス利用料金を全額いったん支払うものとします（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。

３　第６条に定めるサービスについては、入居者又は代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

４　前２項の他、入居者又は代理人は入居者の日常生活上必要となる諸費用の実費（おむつ代を除く）を施設に支払うものとします。

５　前３項に定めるサービス利用料金は１月ごとに計算し、入居者又は代理人はこれをサービス提供月の翌月末日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

６　１月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

（利用料金の変更）

第 10 条　前条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、施設は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

２　前条第３項及び第４項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、入居者又は代理人に対して、変更を行う日の１月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

３　入居者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（施設及びサービス従業者の義務）

第 11 条　施設及び従業者は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　施設は、入居者の体調・健康状態からみて必要がある場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者又は代理人からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
３　施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
４　施設及び従業者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。
５　施設は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
６　施設は、入居者の心身の状況等を適宜、代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、入居者の要介護度が変更された場合には、速やかに入居者又は代理人に通知することとします。
７　施設は、入居者に対するユニット型指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より２年間保管し、入居者又は代理人の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

（守秘義務等）

第 12 条　施設及び従業者は、ユニット型指定介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た入居者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
２　施設は、従業者が退職後、在職中に知り得た入居者又は入居者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
３　施設は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
４　入居者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、施設が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第 22 条に定める入居者の円滑な退居のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

（入居者の施設利用上の注意義務等）

第 13 条　入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
２　入居者又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設及び従業者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、施設は、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３　入居者又は代理人は、入居者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入居者又は代理人と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（禁止行為）

第 14 条　入居者及び代理人は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはいけません。

一　従業者及び他入居者等へのハラスメントその他の迷惑行為

イ　身体的暴力　身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。

ロ　精神的暴力　個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ハ　セクシャルハラスメント　意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

※　ただし、認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動（BPSD 等）はハラスメントとはいたしません。

二　他の入居者及び同意のない従業者等の撮影、録音及び SNS 等でのデータの公表

三　決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

四　施設内での金銭及び食物等のやりとり

五　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

六　その他決められた以外の物の持ち込み

（損害賠償責任）

第 15 条　施設は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により入居者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入居者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第 16 条　施設は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

一　入居者又は代理人が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項につ

いて、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

二　入居者又は代理人が、入居者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

三　入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

四　入居者又は代理人が、施設又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 17 条　施設は、契約の有効期間中、地震・洪水・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、施設は、入居者又は代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、１月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第９条第６項の規定を準用します。

（契約の終了事由）

第 18 条　入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い施設が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　入居者が死亡した場合

二　要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

三　要介護認定により入居者の心身の状況が要介護１又は要介護２と判定され、かつ岩手県の指針による特例入所要件に該当すると認定されない場合

四　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

五　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

六　施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

七　第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（入居者又は代理人からの中途解約等）

第 19 条　入居者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、入居者又は代理人は契約終了を希望する日の７日前までに施設に通知するものとします。

２　入居者又は代理人は、第８条第３項、第 10 条第３項の場合は、本契約を即時に解約す

ることができます。

3　入居者又は代理人が第１項の通知を行わずに、入居者が居室から退去した場合には、施設は、入居者又は代理人に解約の意思を確認するものとします。

4　前項において、入居者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

5　１月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては第９条第６項の規定を準用します。

（入居者又は代理人からの契約解除）

第 20 条　入居者又は代理人は、施設若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　施設若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定めるユニット型指定介護福祉施設サービスを実施しない場合

二　施設若しくは従業者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合

三　施設若しくは従業者が故意又は過失により入居者及び代理人の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

（施設からの契約解除）

第 21 条　施設は、入居者、代理人、連帯保証人またはその家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　入居者が入院治療を必要とする場合その他入居者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合

二　入居者が連続して１４日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合

三　入居者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院等に入院した場合

四　入居者又は代理人が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

五　入居者又は代理人による、第９条第１項から第４項に定めるサービス利用料金の支払いが２月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合

六　次の事由に該当する場合は、施設は入居者、代理人、連帯保証人又はその家族等に対し改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘わらず改善の見込みがなく、結果として入居者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認め、３０日

前に代理人に対し文書で通知した場合。ただし、やむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができるものとします。

イ　入居者、代理人、連帯保証人又はその家族等が施設や従業者、若しくは他の入居者その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言・暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき

ロ　入居者、代理人、連帯保証人又はその家族等が、施設や従業者、若しくは他の入居者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ施設が通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき

ハ　代理人又はその家族等が、入居者のサービス利用に関する施設の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、施設の運営を著しく阻害する行為が認められるとき

2　前項の規定による契約の終了後、退居までに施設が入居者に対して実施したサービスの利用料金については、全額入居者負担とし、入居者又は代理人は施設からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（契約の終了に伴う援助）

第 22 条　本契約が終了し、入居者が施設を退居する場合には、前条の場合を除き、入居者又は代理人の希望により、施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者及び代理人に対して速やかに行うものとします。

一　適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

二　居宅介護支援事業所の紹介

三　その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

2　前条の規定により契約が解除され、入居者が施設を退居する場合には、入居者又は代理人の希望により、施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な前項第１号から第３号に定める援助を入居者及び代理人に対して速やかに行うよう努めるものとします。

（入居者の入院に係る取り扱い）

第 23 条　入院期間中において、入居者又は代理人は、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を施設に支払うものとします。

2　入院期間中の居室について、短期入所生活介護等に利用する場合があります。その際は、事前に入居者又は代理人の同意を得るものとし、その期間の居住費は請求しないものとします。

３　施設は、第 21 条第 1 項第２号による施設からの契約の解除があった場合であっても、入居者が入院後おおむね３月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入居できるよう努めるものとします。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

（居室の明け渡しー精算ー）

第 24 条　第 18 条により本契約が終了する場合において、入居者又は代理人は、入居者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、入居者の居室を明け渡すものとします。

２　入居者又は代理人は、契約終了日までに入居者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を施設に対し支払うものとします。

３　第１項の場合に、１月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第９条第６項を準用します。

（残置物の引取等）

第 25 条　施設は、本契約が終了した後、入居者の残置物がある場合には、入居者又は代理人にその旨連絡するものとします。

２　入居者又は代理人は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡するものとし、施設は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。

３　施設は、前項ただし書の場合を除いて、入居者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を入居者又は代理人に引き渡すものとし、入居者及び代理人がこれを引き取らない場合には、入居者は残置物について所有権を放棄し、施設は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は入居者の負担とし、入居者又は代理人は施設からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（一時外泊）

第 26 条　入居者は、施設の同意を得た上で、おおむね１週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、入居者又は代理人は宿泊開始日の 14 日前までに施設に届け出るものとします。

２　前項に定める宿泊期間中において、入居者又は代理人は別に定める料金体系に基づい

た所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を施設に支払うものとします。

（苦情対応）

第 27 条　施設は、その提供したサービスに関する入居者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（裁判管轄）

第 28 条　この契約に関して訴訟となる場合は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第１審管轄裁判所とします。

（協議事項）

第 29 条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は入居者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、入居者又は代理人及び施設が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

所在地　　岩手県北上市さくら通り三丁目７番７号
施設名　　特別養護老人ホームさくら爽
施設長　　塚　本　　恵　　印

説明者　（職名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜入居者（契約者）＞

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜代理人＞

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（　　）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜連帯保証人＞

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（　　）

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（20260801）

ユニット型指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホームさくら爽

重要事項説明書

ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護３」「要介護４」「要介護５」の認定を受けた方が対象となります。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人美楽会（以下「事業者」という。）が開設するユニット型指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホームさくら爽（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとします。

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人美楽会
所在地	〒023-0132　岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢５０６番６
代表者	理事長　井筒　大人
設立年月日	平成１１年　７月　８日
電話番号	０１９７－３４－３０８０

３　施設の概要

(1)　施設の概要

施設名	特別養護老人ホームさくら爽
指定番号	０３７０６００８６８
所在地	〒024-0084　岩手県北上市さくら通り三丁目７番７号
施設長	塚本　恵
開設年月日	平成１８年　８月　１０日
電話番号	０１９７－６１－５１１７
ＦＡＸ番号	０１９７－６５－００２６

(2)　定員

定員	１７０名 ユニット数：１７　　ユニットあたり：９～１１名

(3) 設備の概要

ユニット	居室 ： 全室個室（ベッド、洗面台、整理タンス、エアコン） 食堂兼リビング ： ユニットごとに１か所 トイレ ： ユニットごとに１～２か所
浴室	さくら棟 ： 各階に２か所 寝浴、各階に１か所 座位浴設置 きぼう棟 ： ２ユニットに１か所 寝浴、各階に1か所 座位浴設置
その他	医務室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室、地域交流ホール、 きぼうホール、相談室、理髪室 等

(4) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数	勤務体制	
			昼間	夜間
施設長	業務の一元的な管理	１名（短期兼務）	○	
副施設長	施設長の補佐	１名（短期兼務）	○	
医師	入居者の健康管理及び療養上の指導	１名以上（短期兼務）	非常勤 月４日	
介護職員	介護業務	６０名以上	１ユニットに１名以上	２ユニットに１名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	４名以上（短期兼務）	○	オンコール対応
生活相談員	入居者・家族への相談援助、地域との連絡調整	２名以上（短期兼務）	○	
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	２名以上	○	
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	１名以上（短期兼務）	○	
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	１名以上（短期兼務）	○	

※勤務体制の○は原則9:00～17:45、出勤日は勤務表による

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常７～９割が介護保険から給付されます。「５ 利用料等」をご確認ください。

種 類	内 容
施設サービス計画の作成	施設サービス計画を作成します。 ・ 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 ・ 施設サービス計画には、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項

	を記載します。 ・ 施設は、原則として６月に１回以上、若しくは入居者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 ・ 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入居者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介　護	入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 ・ 入浴又は清拭は週２回以上行います。 ・ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えます。 ・ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 ・ その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食　事	栄養並びに入居者の体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 【食事時間】概ね次のとおりとします。 朝食：７時３０分～　　昼食：１２時００分～　　夕食：１７時１５分～
相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	適宜入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供します。 ・ 日常生活を営むために必要な郵便、証明書等の交付申請、介護保険要介護等認定申請等の行政手続きについて、入居者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。 ・ 常に入居者のご家族との連携を図るとともに、入居者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。 ・ 入居者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、機能訓練指導員や介護職員等が共同して、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を実施します。
栄養管理	入居者ごとに栄養ケア計画を作成し、入居者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常

	に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は入居者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

入居者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供する場合は実費をいただきます。

② 貴重品の管理

入居者又は代理人の希望により、預り金管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

・お預かりするもの：現金、預金通帳、印鑑

・保管管理者：施設長

・出納方法： 保管管理者は上記届け出の内容に従い、現金預金の預け入れ及び引き出しを行います。

保管管理者は入出金の都度入出金記録を作成し、その写しを入居者又は代理人へ１月ごとに交付します。

③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

入居者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑤ インフルエンザ等感染症予防対策

入居者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

⑥ 入居者の移送

入居者の協力病院への通院や入院時の移送サービスを行います。(無料)

入居者又は代理人の希望による外出、外泊等の送迎を通常業務に支障のない範囲で行います。(有料)

５ 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「入居者負担金」は、原則として基本利用料に入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本施設サービス費

			単位数 (1単位10円)	費用額 〈10割〉	利用者負担額		
					1割	2割	3割
ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）	要介護1	670単位	6,700円	670円	1,340円	2,010円
		要介護2	740単位	7,400円	740円	1,480円	2,220円
		要介護3	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円
		要介護4	886単位	8,860円	886円	1,772円	2,658円
		要介護5	955単位	9,550円	955円	1,910円	2,865円

(2) 加算・減算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者負担額を変更します。

また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額 〈10割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算		所定単位の3％減				
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算		所定単位の30%減				
③ ユニットケア体制未整備の場合の減算		所定単位の3%減				
④ 身体拘束廃止未実施減算		所定単位の10%減				
⑤ 安全管理体制未実施減算		5単位/日減				
⑥ 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位の1％減				
⑦ 業務継続計画未策定減算		所定単位の3％減				
⑧ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算		14単位/日減				
⑨ 日常生活継続支援加算	(Ⅱ)	46単位/日	460円	46円	92円	138円
⑩ 看護体制加算	(Ⅰ)ロ	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(Ⅱ)ロ	8単位/日	80円	8円	16円	24円
⑪ 夜勤職員配置加算	(Ⅱ)ロ	18単位/日	180円	18円	36円	54円
	(Ⅳ)ロ	21単位/日	210円	21円	42円	63円
⑫ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	(Ⅱ)	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
	(Ⅱ)※	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
⑬ 個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12単位/日	120円	12円	24円	36円
	(Ⅱ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
	(Ⅲ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
⑭ ADL維持等加算	(Ⅰ)	30単位/月	300円	30円	60円	90円
	(Ⅱ)	60単位/月	600円	60円	120円	180円

⑮ 若年性認知症入所者受入加算			120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
⑯ 常勤医師配置加算			25 単位/日	250 円	25 円	50 円	75 円
⑰ 精神科医療養指導加算			5 単位/日	50 円	5 円	10 円	15 円
⑱ 障害者生活支援体制加算	（Ⅰ）		26 単位/日	260 円	26 円	52 円	78 円
	（Ⅱ）		41 単位/日	410 円	41 円	82 円	123 円
⑲ 外泊時費用			246 単位/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
⑳ 外泊時在宅サービス利用費用			560 単位/日	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
㉑ 初期加算			30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
㉒ 退所時栄養情報連携加算			70 単位/回	700 円	70 円	140 円	210 円
㉓ 再入所時栄養連携加算			200 単位/回	2,000 円	200 円	400 円	600 円
㉔ 退所前訪問相談援助加算			460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
㉕ 退所後訪問相談援助加算			460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
㉖ 退所時相談援助加算			400 単位/回	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
㉗ 退所前連携加算			500 単位/回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
㉘ 退所時情報提供加算			250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
㉙ 協力医療機関連携加算	（１）		50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
	（２）		5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
㉚ 栄養マネジメント強化加算			11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円
㉛ 経口移行加算			28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円
㉜ 経口維持加算	（Ⅰ）		400 単位/月	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	（Ⅱ）		100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
㉝ 口腔衛生管理加算	（Ⅰ）		90 単位/月	900 円	90 円	180 円	270 円
	（Ⅱ）		110 単位/月	1,100 円	110 円	220 円	330 円
㉞ 療養食加算			6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円
㉟ 特別通院送迎加算			594 単位/月	5,940 円	594 円	1,188 円	1,782 円
㊱ 配置医師緊急時対応加算	（勤務時間外）		325 単位/回	3,250 円	325 円	650 円	975 円
	（早朝・夜間）		650 単位/回	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円
	（深夜）		1,300 単位/回	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
㊲ 看取り介護加算	（Ⅰ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
		死亡日以前４日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円
		死亡日以前２日又は３日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		死亡日	1,280 単位/日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円
	（Ⅱ）	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
		死亡日以前４日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円

		死亡日以前２日又は３日	780 単位/日	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円
		死亡日	1,580 単位/日	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円
㊳ 在宅復帰支援機能加算			10 単位/日	100 円	10 円	20 円	30 円
㊴ 在宅・入所相互利用加算			40 単位/日	400 円	40 円	80 円	120 円
㊵ 認知症専門ケア加算	（Ⅰ）		3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
	（Ⅱ）		4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
㊶ 認知症チームケア推進加算	（Ⅰ）		150 単位/月	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	（Ⅱ）		120 単位/月	1,200 円	120 円	240 円	360 円
㊷ 認知症行動･心理症状緊急対応加算			200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
㊸ 褥瘡マネジメント加算	（Ⅰ）		3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
	（Ⅱ）		13 単位/月	130 円	13 円	26 円	39 円
㊹ 排せつ支援加算	（Ⅰ）		10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
	（Ⅱ）		15 単位/月	150 円	15 円	30 円	45 円
	（Ⅲ）		20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
㊺ 自立支援促進加算			280 単位/月	2,800 円	280 円	560 円	840 円
㊻ 科学的介護推進体制加算	（Ⅰ）		40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円
	（Ⅱ）		50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
㊼ 安全対策体制加算			20 単位/回	200 円	20 円	40 円	60 円
㊽ 高齢者施設等感染対策向上加算	（Ⅰ）		10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
	（Ⅱ）		5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
㊾ 新興感染症等施設療養費			240 単位/日	2,400 円	240 円	480 円	720 円
㊿ 生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）		100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	（Ⅱ）		10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
(51) サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）		22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	（Ⅱ）		18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	（Ⅲ）		6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
(52) 介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）イ		1 月につき所定単位の 16.3%				
	（Ⅰ）ロ		1 月につき所定単位の 17.6%				
	（Ⅱ）イ		1 月につき所定単位の 15.9%				
	（Ⅱ）ロ		1 月につき所定単位の 17.2%				
	（Ⅲ）		1 月につき所定単位の 13.6%				
	（Ⅳ）		1 月につき所定単位の 11.3%				

① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算

事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る入居者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ ユニットケア体制未整備の場合の減算

ユニットにおける職員の員数が基準に満たない場合

④ 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体的拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

⑤ 安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

⑥ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑦ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑧ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑨ 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入居してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合

⑩ 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑪ 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

⑫ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑬ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を実施した場合

⑭ ADL 維持等加算

入居者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)*という指標を用いて６月ごとの状態変化がみられた場合

＊Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられているＡＤＬを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの 10 項目を 5 点刻みで点数化し、その合計を 100 点満点で評価する仕組みです。

⑮ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑯　常勤医師配置加算

常勤専従の医師を１名以上配置している場合

⑰　精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が全入居者の３分の１以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月２回以上行われた場合

⑱　障害者生活支援体制加算

入居している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合

⑲　外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）

介護老人福祉施設の入居者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合

＊１月につき６回まで。

⑳　外泊時在宅サービス利用費用

介護老人福祉施設の入居者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から提供される在宅サービスを受けた場合

＊１月につき６回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。

㉑　初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入居者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入居をした日から起算して 30 日以内

㉒　退所時栄養情報連携加算

介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退居する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入居等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合

㉓　再入所時栄養連携加算

退居した入居者が再度入居した場合に、初回の入居時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合

㉔　退所前訪問相談援助加算

入居期間が 1 月を超えると見込まれる入居者の退居に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入居者の居宅等を訪問し、退居後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合

㉕　退所後訪問相談援助加算

退居後 30 日以内に当該入居者の居宅等を訪問し、入居者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合

㉖　退所時相談援助加算

入居期間が 1 月を超えると見込まれる入居者及びその家族等に対して、退居後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退居から 2 週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入居者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合

㉗　退所前連携加算

入居期間が 1 月を超える入居者の退居に先立って、居宅介護支援事業者に対して入居者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退居後のサービス利用に関する調整を行った場合

㉘　退所時情報提供加算

入居者が医療機関へ退居した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

㉙　協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関＊との連携体制の構築をした場合

(1)　協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2)　それ以外の場合

＊協力医療機関の要件

ア　入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること

イ　高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

ウ　入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

㉚　栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入居者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

㉛　経口移行加算

経管栄養の入居者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

㉜　経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対して、入居者の栄養管理をするための会議等を行い、入居者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

㉝　口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入居者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入居者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合

㉞　療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉟　特別通院送迎加算

透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1 月 12 回以上、通院のため送迎を行った場合

㊱　配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

㊲　看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した入居者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入居者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

㊳　在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20%）以上の在宅復帰を実現した場合

㊴　在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入居期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しており、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入居者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

㊵　認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入居者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㊶　認知症チームケア推進加算

施設における入居者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が２分の１以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を１名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

㊷　認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入居が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

㊸　褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入居者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO)、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

㊹　排せつ支援加算

排せつに介護を要する入居者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

㊺　自立支援促進加算

介護保険施設において、入居者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

㊻　科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している入居者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

㊼　安全対策体制加算（入居初日）

入居者の介護事故による怪我･死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に実施している場合、入居者につき、入居初日に限って算定

㊽　高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症＊協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。＊新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

㊾　新興感染症等施設療養費

入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症＊に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

＊現時点において指定されている感染症はありません

㊿　生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

51 サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ･Ⅱ･Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

52 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) 運営基準で定められたその他の費用

① 食事の提供に要する費用

１日当たり　１，８００円

※　介護保険負担限度額認定証を提示した場合、その限度額が１日当たりの上限となります。

② 居住に要する費用

１日当たり　２，０６６円

※　介護保険負担限度額認定証を提示した場合、その限度額が１日当たりの上限となります。ただし、６日を超えた外泊・入院期間中については限度額が適用されないため、２，０６６円負担していただきます。

③ 入居者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額　　実費

④ 理美容代　　実費

⑤ クラブ活動材料費、行事費　　実費

⑥ クリーニング代（施設での洗濯に適さないもの）　　実費

⑦ 預り金管理料　１日当たり５０円

⑧ 入居者の移送に係る費用及び距離

入居者希望による外出・外泊時の送迎

片道につき１０km 以内２，０００円

１０km 超え１km ごとに１００円加算

（通行料金、駐車料金は別途実費）

※　医療費、予防接種費用等は別途

日用品（ティッシュ、歯ブラシ、化粧品など）は持ち込みとなります。

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

ただし、６日を超えた外泊・入院期間中は、その限度額は適用されないため、居住費は全額ご負担いただきます。

(4) その他の費用

① 電気料（１日ごとの使用に関わらず持ち込み開始から持ち帰りまで、入院等により使用しない期間を除く）

・１品目につき、１日当たり３０円（電気カミソリは除く）

② コピー代（入居者等の希望によるサービス提供に関する記録を含む）

白黒１面につき１０円　　カラー１面につき５０円

③ 死亡診断書作成料　　７，０００円

④ 契約書第24条に定める所定の料金

入居者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（１日当たりご利用料金の100％）

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１月前までにご説明します。

６ 利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月にご請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

※原則として現金でのお支払いには対応しておりません。

ア. 金融機関口座からの引き落とし（毎月26日に引き落としとなります）

イ. 下記指定口座への振込み

口座名義 ： 特別養護老人ホームさくら爽

金融機関 ： 北日本銀行 北上支店　普通預金　口座番号 7016983

７ 施設を退居いただく場合等

(1) 入居者の退居

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

① 入居者が死亡した場合

② 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

③ 要介護認定により入居者の心身の状況が要介護１又は要介護２と判定され、かつ岩手県の指針による特例入所要件に該当しない場合

④ 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑥ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑦ 入居者又は代理人から退居の申し出があった場合

⑧ 施設から退居の申し出を行った場合

(2) 入居者からの退居の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から施設へ退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の７日前までに退居届をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② 施設の運営規程の変更に同意できない場合

③ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるユニット型介護福祉施設サービスを実施しない場合

④ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑤ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退居いただく場合があります。

① 入居者が入院治療を必要とする場合その他入居者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難な場合

② 入居者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

③ 入居者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが２月以上遅延し､相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

④ 入居者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑤ 入居者が連続して１４日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合

⑥ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

① 検査入院等１４日間以内の短期入院の場合

１４日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。ただし、入院期間中は、外泊時費用及び居住費等をご負担いただきます。

② １４日以上の入院の場合

１４日以上入院される場合には、原則として解約とさせていただきます。ただし、契約を解除した場合で、３月以内に退院された場合には、再び施設に優先的に入居できるよう努めます。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③ 入院期間中の居室について、短期入所生活介護等に利用する場合があります。その際は、事前に入居者又は代理人の同意を得るものとし、その期間の居住費は請求しないものとします。

(5) 円滑な退居のための援助

入居者が施設を退居する場合には、入居者の希望により、施設は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

② 居宅介護支援事業者の紹介

③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、入居者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の責務は、次の通りとします。

① 入居者に代わって又は入居者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第19条1項、第20条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他入居者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 入居者を代理して、又は入居者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の責務は次の通りとします。

入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の責務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額１００万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入居者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 面会、外出、外泊については事前に施設にお申し出ください。なお、感染対策等により制限させていただく場合があります。

② 原則として感染症罹患中は来所できません。また、来所後２日以内に発症し、感染症が判明した際は速やかに施設にご一報ください。

③ 施設内の機械及び器具を利用される際は、必ず従業者に声をかけてください。

④ 原則として貴重品（金銭含む）の持ち込みはお断りします。盗難や紛失が発生した場合でも当施設では責任を負いかねます。

⑤　宗教活動については信仰の自由を妨げるものではありませんが、他の入居者の迷惑にならないようにお願いします。

(2)居室の変更

施設の体制や入居者の心身の状況等により、入居者又は代理人と協議の上、居室が変更となる場合があります。

(3) 禁止行為

以下の行為につきましては、禁止とします。なお、このような行為については、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

①　従業者及び他入居者等へのハラスメントその他の迷惑行為

ア　身体的暴力　身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。

イ　精神的暴力　個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ　セクシャルハラスメント　意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

※　ただし、認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動（BPSD 等）はハラスメントとはいたしません。

②　他の入居者及び同意のない従業者等の撮影、録音及び SNS 等でのデータの公表

③　決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

④　施設内での金銭及び食物等のやりとり

⑤　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑥　その他決められた以外の物の持ち込み

10　緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体的拘束等の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体的拘束等を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入居者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入居者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15　守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　写真の掲載

行事や活動の様子をご家族へお伝えしたり、広報やホームページ・施設内掲示等で紹介したりするために写真撮影をする場合があります。

【お願い】その写真の取り扱いについて入居者又は代理人は、社会福祉法人美楽会のホームページ及び施設が発行する広報誌、施設内での活動風景の掲示等への掲載について同意いただけますか。

□同意します　（□写真・名前両方掲載可能　　□写真のみ　　□名前のみ）
□同意いたしかねます

17　苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1)　施設の苦情相談窓口

苦情受付担当者：相談課長　　中島　崇
　　生活相談員　　夏井　良枝
苦情解決責任者：施設長　　塚本　恵
ご利用時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　９時００分～１７時００分
ご連絡先：電話番号　０１９７－６１－５１１７　　FAX　０１９７－６５－００２６

(2)　第三者委員（公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です）

氏名　加藤　マキ子　　電話　０１９７－６３－４５５４
氏名　島津　愛郎　　電話　０９０－２９７１－１２５４

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

北上市福祉部　長寿介護課 介護給付係	所 在 地 ： 北上市芳町 1－1 電話番号 ： 0197－64－2111(直通:72-8218) F A X ： 0197－64－0287 受付時間 ： 月～金(祝日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会	所 在 地 ： 盛岡市大沢川原三丁目7番30号 電話番号 ： 019－604－6700 F A X ： 019－604－6701 受付時間 ： 月～金 (祝日･12/29～1/3 除く) 午前9時～正午　午後1時～5時
岩手県 福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人岩手社会福祉協議会)	所 在 地 ： 盛岡市三本柳8地割1番 3 ふれあいランド岩手2階 電話番号 ： 019－637－8871 ・ 9718 F A X ： 019－637－9712 受付時間 ： 月～金(祝日年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

18　協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

配置医師派遣医療機関

医療機関の名称	宝陽病院
所　在　地	花巻市石鳥谷町新堀第15地割23番地
電 話 番 号	0198-45-6500

医療機関の名称	みなみ内科クリニック
所　在　地	北上市鬼柳町荒高 35-1
電 話 番 号	0197―62―3730

協力医療機関

医療機関の名称	宝陽病院
所　在　地	花巻市石鳥谷町新堀第 15 地割 23 番地
電 話 番 号	0198-45-6500

医療機関の名称	北上済生会病院
所　在　地	岩手県北上市九年橋三丁目15番33号
電 話 番 号	0197－64－7722

協力歯科医院

医療機関の名称	六本木歯科医院
所　在　地	岩手県北上市さくら通り三丁目1―23
電　話　番　号	0197－64－6489

19　損害賠償について

当施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入居者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

① 入居者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

② 入居者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③ 入居者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④ 入居者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

20　第三者評価の実施について

当施設では第三者評価は受審しておりません。

令和　　年　　月　　日

ユニット型指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、入居者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地　岩手県北上市さくら通り三丁目７番７号
施設名　特別養護老人ホームさくら爽
施設長　塚　本　　恵　　印

説明者　（職名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者からユニット型指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜入居者（契約者）＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜代理人＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（＿＿＿＿＿＿＿）